

書類の説明

《内容説明》

- ・ 指定が効力を失った日から30日以内に覚醒剤原料を譲渡することができなかった場合

《提出書類》

- ・ 業務廃止等に伴う覚醒剤原料処分願届

《留意事項》

- ・ 指定が効力を失った日から30日以内に覚醒剤原料を譲渡することができなかった場合は、すみやかに覚醒剤監視員の立会を求め、その指示を受けて当該覚醒剤原料を処分してください。

※処理欄

業務廃止等に伴う覚醒剤原料処分届出書

業務廃止等に伴う覚醒剤原料所有数量について、覚醒剤取締法第30条の15第3項の規定により、報告します。

年 月 日

住 所

届出義務者続柄

氏 名

長崎県知事

様

業 態		
業 務 所	所 在 地	
	名 称	
品 名		数 量
届 出 の 事 由 及 び そ の 事 由 の 発 生 年 月 日		

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 字は、墨又はインクを用い、楷書ではっきり書くこと。
- 3 法人の場合は住所欄には主たる事務所の所在地を、氏名欄にはその名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 4 業態欄には、業務廃止等前の業態（病院、診療所、飼育動物診療施設、薬局の別）を記載すること。
- 5 ※欄には記載しないこと。

※

※受付欄

※保健所受付欄